

分析結果報告書

令和8年8月17日

美幌運送株式会社 御中

北海設計株式会社 北見支店

〒090-0802 北海道北見市田端町174番6

TEL (0157) 57-1061

業務担当者：笠松



令和8年6月8日採取の試料について、分析結果を次のとおり報告します。

業務名 最終処分場水質分析・ガス検査業務

試料名 保有水(管理型最終処分場 網環生第643号)

分 析 項 目	単 位	分 析 結 果	定量下限値	基準値※1	分 析 方 法
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005	検出されないこと※2	昭和46年環告59号 付表3
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005	0.005 以下	昭和46年環告59号 付表2
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.03 以下	JIS K0102-3 14.5
鉛及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005	0.1 以下	JIS K0102-3 13.5
有機燐化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	1 以下	JIS K0102-4 7.2.3
六価クロム化合物	mg/L	0.01 未満	0.01	0.5 以下	JIS K0102-3 24.3.6
砒素及びその化合物	mg/L	0.011 未満	—	0.1 以下	JIS K0102-3 20.5
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	1 以下	JIS K0102-2 9.3.2, 9.5
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005	0.003 以下	昭和46年環告59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.01	0.1 以下	JIS K0125 5.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.005 未満	0.005	0.1 以下	JIS K0125 5.1
ジクロロメタン	mg/L	0.02 未満	0.02	0.2 以下	JIS K0125 5.1
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.002	0.02 以下	JIS K0125 5.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 未満	0.004	0.04 以下	JIS K0125 5.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02 未満	0.02	1 以下	JIS K0125 5.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 未満	0.04	0.4 以下	JIS K0125 5.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.01 未満	0.01	3 以下	JIS K0125 5.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 未満	0.006	0.06 以下	JIS K0125 5.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.02 以下	JIS K0125 5.1
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.006	0.06 以下	昭和46年環告59号 付表5
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.003	0.03 以下	昭和46年環告59号 付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.02	0.2 以下	昭和46年環告59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.01 未満	0.01	0.1 以下	JIS K0125 5.1
セレン及びその化合物	mg/L	0.002 未満	0.002	0.1 以下	JIS K0102-3 26.4
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05	0.5 以下	昭和46年環告59号 付表7
ほう素及びその化合物	mg/L	0.61 未満	—	0.5 以下	JIS K0102-3 5.6
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	15 以下	JIS K0102-2 5.3
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	130 未満	—	200 以下	JIS K0102-2 13.5, 14.4, 15.8
水素イオン濃度(水素指数)	—	7.9	—	海域以外5.8~8.6 海域 5.0~9.0	JIS K0102-1 12
生物化学的酸素要求量	mg/L	97	—	60 以下	JIS K0102-1 18, 21.4
化学的酸素要求量	mg/L	230	—	90 以下	JIS K0102-1 17.2
浮遊物質	mg/L	6	—	60 以下	昭和46年環告59号 付表8
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	0.5 未満	0.5	5 以下	JIS K0102-1 22.3, 附属書D
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)	mg/L	1 未満	—	30 以下	JIS K0102-1 22.3, 附属書D
フェノール含有量	mg/L	0.04 未満	—	5 以下	JIS K0102-4 5.2.3
銅含有量	mg/L	0.005 未満	0.005	3 以下	JIS K0102-3 11.3
亜鉛含有量	mg/L	0.012 未満	—	2 以下	JIS K0102-3 12.2
溶解性鉄含有量	mg/L	0.51 未満	—	10 以下	JIS K0102-3 16.3
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.33 未満	—	10 以下	JIS K0102-3 15.2
クロム含有量	mg/L	0.01 未満	—	2 以下	JIS K0102-3 24.2.5
大腸菌群数	個/cm ³	1	—	800 以下	昭和37年厚生省・建設省令1
窒素含有量	mg/L	340 未満	—	120 以下	JIS K0102-2 17.3
燐含有量	mg/L	1.7 未満	—	16 以下	JIS K0102-2 18.4.1
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.0007 未満	—	10 以下	JIS K0312 : 2020
水	℃	12.4	—	—	JIS K0102 7.2
気	℃	13.5	—	—	JIS K0102 7.1
採取時刻	—	14:30	—	—	—

備考

※1 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(制定：昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号、最終改正：平成29年6月9日環境省令第12号)別表第1に規定される基準値

※2 「検出されないこと」とは、省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。定量限界は、アルキル水銀：0.0005mg/L

分析結果報告書

令和8年8月17日

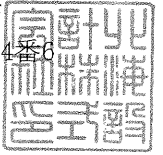
美幌運送株式会社 御中

北海設計株式会社 北見支店

〒090-0802 北海道北見市田端町74番6

Tel (0157) 57-1061

業務担当者：笠松



令和8年6月8日採取の試料について、分析結果を次のとおり報告します。

業務名 最終処分場水質分析・ガス検査業務

試料名 地下水・上流側(管理型最終処分場 網環生第643号)

分析項目	単位	分析結果	定量下限値	基準値 ^{※1}	分析方法
アルキル水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005	検出されないこと ^{※2}	昭和46年環告59号 付表3
総水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005	0.0005以下	昭和46年環告59号 付表2
カドミウム	mg/L	0.001 未満	0.001	0.003 以下	JIS K0102-3 14.5
鉛	mg/L	0.008	—	0.01 以下	JIS K0102-3 13.5
六価クロム	mg/L	0.01 未満	0.01	0.05 以下	JIS K0102-3 24.3.6
砒素	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01 以下	JIS K0102-3 20.5
全シアン	mg/L	0.1 未満	0.1	検出されないこと ^{※2}	JIS K0102-2 9.3.2, 9.5
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005未満	0.0005	検出されないこと ^{※2}	昭和46年環告59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.01 以下	JIS K0125 5.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005未満	0.0005	0.01 以下	JIS K0125 5.1
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.02 以下	JIS K0125 5.1
四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002	0.002 以下	JIS K0125 5.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	0.0004	0.004 以下	JIS K0125 5.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.1 以下	JIS K0125 5.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004	0.04 以下	JIS K0125 5.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001	1 以下	JIS K0125 5.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	0.0006	0.006 以下	JIS K0125 5.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002未満	0.0002	0.002 以下	JIS K0125 5.1
チウラム	mg/L	0.0006未満	0.0006	0.006 以下	昭和46年環告59号 付表5
シマジン	mg/L	0.0003未満	0.0003	0.003 以下	昭和46年環告59号 付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002	0.02 以下	昭和46年環告59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01 以下	JIS K0125 5.1
セレン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.01 以下	JIS K0102-3 26.4
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005	0.05 以下	昭和46年環告59号 付表7
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	mg/L	0.0002未満	0.0002	0.002 以下	平成9年環告第10号 付表
電気伝導率	mS/m	15.7	—	—	JIS K0102-1 13
塩化物イオン	mg/L	4.3	—	—	JIS K0102-2 6.3
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.065	—	1以下	JIS K0312:2020
水温	℃	10.4	—	—	JIS K0102 7.2
気温	℃	11.5	—	—	JIS K0102 7.1
採水時刻	—	16:15	—	—	—

備考

※1「基準値」… 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令

(昭和52年総・厚令1)別表

※2「検出されないこと」… 環境大臣が定める方法により検定した場合においてその結果が当該検定方法の

定量限界を下回ることをいう。

アルキル水銀 0.0005mg/L, 全シアン 0.1mg/L, PCB 0.0005mg/L

分析結果報告書

令和8年8月17日

美幌運送株式会社 御中

北海設計株式会社 北見支店
〒090-0802 北海道北見市田端町74番6
Tel (0157) 57-1061
業務担当者：笠松



令和8年6月8日採取の試料について、分析結果を次のとおり報告します。

業務名 最終処分場水質分析・ガス検査業務
試料名 地下水下流側(管理型最終処分場 網環生第643号)

分析項目	単位	分析結果	定量下限値	基準値※1	分析方法
アルキル水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005	検出されないこと※2	昭和46年環告59号 付表3
総水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005	0.0005以下	昭和46年環告59号 付表2
カドミウム	mg/L	0.001 未満	0.001	0.003 以下	JIS K0102-3 14.5
鉛	mg/L	0.007	—	0.01 以下	JIS K0102-3 13.5
六価クロム	mg/L	0.01 未満	0.01	0.05 以下	JIS K0102-3 24.3.6
砒素	mg/L	0.006	—	0.01 以下	JIS K0102-3 20.5
全シアン	mg/L	0.1 未満	0.1	検出されないこと※2	JIS K0102-2 9.3.2, 9.5
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005未満	0.0005	検出されないこと※2	昭和46年環告59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.01 以下	JIS K0125 5.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005未満	0.0005	0.01 以下	JIS K0125 5.1
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.02 以下	JIS K0125 5.1
四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002	0.002 以下	JIS K0125 5.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	0.0004	0.004 以下	JIS K0125 5.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.1 以下	JIS K0125 5.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004	0.04 以下	JIS K0125 5.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001	1 以下	JIS K0125 5.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	0.0006	0.006 以下	JIS K0125 5.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002未満	0.0002	0.002 以下	JIS K0125 5.1
チウラム	mg/L	0.0006未満	0.0006	0.006 以下	昭和46年環告59号 付表5
シマジン	mg/L	0.0003未満	0.0003	0.003 以下	昭和46年環告59号 付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002	0.02 以下	昭和46年環告59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01 以下	JIS K0125 5.1
セレン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.01 以下	JIS K0102-3 26.4
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005	0.05 以下	昭和46年環告59号 付表7
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	mg/L	0.0002未満	0.0002	0.002 以下	平成9年環告第10号 付表
電気伝導率	mS/m	46.9	—	—	JIS K0102-1 13
塩化物イオン	mg/L	8.4	—	—	JIS K0102-2 6.3
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.007	—	1以下	JIS K0312:2020
水温	℃	10.6	—	—	JIS K0102 7.2
気温	℃	10.8	—	—	JIS K0102 7.1
採水時刻	—	15:35	—	—	—

備考

※1「基準値」… 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令
(昭和52年総・厚令1)別表

※2「検出されないこと」… 環境大臣が定める方法により検定した場合においてその結果が当該検定方法の
定量限界を下回ることをいう。

アルキル水銀 0.0005mg/L, 全シアン 0.1mg/L, PCB 0.0005mg/L